

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額897円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月6日から「時間額 897 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額897円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月6日から「時間額 897 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

宮崎県最低賃金が時間額 897 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 6 日から「**時間額 897 円**」に改定されることになりました。
最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話：0985-38-8836

[事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等を支援します]

『**業務改善助成金**』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者(※1)を支援する助成金です。事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

〈助成額の上限〉

賃金引上 労働者数	30 円 コース		45 円 コース		60 円 コース		90 円 コース		助成率
	右記 以外	事業場規模 30 人未満 の事業者	右記 以外	事業場規模 30 人未満 の事業者	右記 以外	事業場規模 30 人未満 の事業者	右記 以外	事業場規模 30 人未満 の事業者	
1 人	30 万円	60 万円	45 万円	80 万円	60 万円	110 万円	90 万円	170 万円	○事業場内最低賃 金が 900 円未満の 事業場は 9/10 ○事業場内最低賃 金が 900 円以上の 事業場は 4/5 (ただし生産性 (※2) 要件を 満たした場合は 9/10)
2～3 人	50 万円	90 万円	70 万円	110 万円	90 万円	160 万円	150 万円	240 万円	
4～6 人	70 万円	100 万円	100 万円	140 万円	150 万円	190 万円	270 万円	290 万円	
7 人以上	100 万円	120 万円	150 万円	160 万円	230 万円	230 万円	450 万円	450 万円	
10 人以上	120 万円	130 万円	180 万円	180 万円	300 万円	300 万円	600 万円	600 万円	

8 月 31 日から対象事業場の拡大(※3)、賃金引き上げ後の申請(※4)、助成率区分の見直し(※5)など、業務改善助成金制度が拡充されましたので、ご活用ください。

- ※1 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の中小企業等が対象となります。
宮崎県最低賃金が令和 5 年 10 月 6 日から時間額 897 円に改定されることから、同日以降は事業場内最低賃金が 947 円までの中小企業等が対象となります。
- ※2 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者 1 人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- ※3 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内 → **50 円以内**
- ※4 賃金引き上げ後の事後申請は不可 → **事業場規模 50 人未満の事業者について賃金引上げ後の申請が可能**(令和 5 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の期間の引上げについて事後申請を認める。)
- ※5 事業場内最低賃金 870 円未満(助成率 9/10) → 事業場内最低賃金 **900 円未満**(助成率 9/10)
事業場内最低賃金 870 円以上(助成率 4/5) → 事業場内最低賃金 **900 円以上**(助成率 4/5)

詳しくは厚生労働省ホームページ、宮崎労働局ホームページ又は下記の問い合わせ先へ。

- 【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室(Tel:0985-38-8821) 又は、
みやざき働き方改革推進支援センター(Tel:0120-975-264) 又は、
業務改善助成金コールセンター((Tel:0120-366-440)へ。